

## 平成31・32年度新潟市入札参加資格審査申請について

新潟市の平成31・32年度建設工事・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査定期申請の受付期間等についてお知らせします。

### 1. 定期申請受付期間について

**平成31年1月7日(月)から平成31年1月31日(木)まで**を予定しています。

※申請は、新潟市ホームページからインターネットによる電子申請です。

※平成29・30年度登録者（継続申請対象者）には、12月上旬に継続申請用の案内を送付します。

※本申請にかかる申請書提出要領等については、12月上旬に契約課ホームページに掲載します。

### 2. 解体工事について

「解体」の工種を登録できる方は、下記の(ア)又は(イ)に該当する方です。

- (ア) 建設業法で「解体」の許可を受けており、かつ「解体」について経営規模等評価結果通知書の総合評定値の審査を受けている者
- (イ) 経過措置を受けている者（平成28年6月1日時点で、建設業法の「とび・エ・コンクリート」の許可を受けており、かつ「とび・土工・コンクリート」について経営規模等評価結果通知書の総合評定値の審査を受けており、解体業を営んでいた者）

※平成28年6月1日以降に建設業の許可区分の変更（大臣許可と知事許可、又は「とび・土工・コンクリート」に関する一般建設業と特定建設業）をされた方は経過措置の対象外です。

※経過措置は、平成31年5月31日までが対象期間です。経過措置による「解体」の登録は、平成31年6月1日時点で削除します。

※平成31年6月1日以降も「解体」の登録を希望する場合は、経過措置期間が終了する前に、「解体」に係る建設業許可通知書の写し及び経営規模等評価結果通知書（「解体」の総合評定値が確認できる最新のもの）を提出してください。経過措置期間中に提出ができなかった場合は、追加申請期間に工種の追加として登録申請をお願いします。

### 3. 建設工事の総合評点及び等級格付等について

#### (1) 建設工事の総合評点

建設工事の総合評点は、建設業法施行規則第21条の3によって算出された点数（有効期間内の最新の経営事項審査の総合評定値）に、次の①～⑤に掲げる主観的事項（予定）を加えて算出します。

① **新潟市優良工事表彰受賞…20点加算** **継続**

平成29年度、平成30年度のどちらかに表彰を受けた工種に加算

② **障がい者雇用状況…10点加算** **継続**

下記の(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 障がい者の雇用義務がある場合で、法定雇用率（2.2%）以上を雇用している場合 ※不足数が0となっても法定雇用率以上雇用していない場合は対象になりませんのでご注意ください。

(イ) 障がい者の雇用義務がない場合で、1人以上を雇用している場合

③ **男女共同参画…各5点加算** **継続**

- ・育児休業制度を就業規則等に定めている場合
- ・介護休業制度を就業規則等に定めている場合

④ **新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰受賞…10点加算** **名称変更**

※平成29年度に「新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰」を受賞した場合も10点加算します。

⑤ **新潟市健康経営認定事業所…下記の通り加算** **新規**

- ・シルバークラス…5点加算
- ・ゴールドクラス…10点加算

#### (2) 建設工事の等級格付

平成31・32年度申請にかかる等級格付の評点については、資格審査結果のとりまとめ後（平成31年3月下旬予定）に決定します。

#### (3) その他注意事項

※経営事項審査は、申請書類提出期間の終了日から1年7カ月前の決算日を審査基準日とするもの必要があります。定期申請予定者は、有効期限切れがないよう、早めに経営事項審査の申請をお願いします。

※平成29・30年度申請と同様に、社会保険等未加入建設業者（健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出の義務がない者は除く。）は入札参加資格を認めません。

《問い合わせ先》

新潟市 財務部 契約課 工事契約係  
電話：025-226-2217